

○霧島市水資源保全条例
平成29年3月31日
条例第17号

前文

水は、生命の源として絶えず地球上を循環し、人を含む多様な生態系に多大な恩恵を与えるとともに、人々の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしている。私たちのまち霧島市は、風光明媚な霧島山やそこから錦江湾奥に注ぐ清流天降川など、豊かで美しい自然環境に恵まれており、霧島山に注がれた雨水は、シラス土壌などの地層において不純物がろ過され、地下に蓄えられ、私たちの生活や農林水産業をはじめとした産業の発展に欠かせない良質な地下水となつて、多くの恵みをもたらしている。このすばらしい水資源の恵沢を受けている私たち霧島市民は、将来の世代にこの貴重な財産を継承していく責務を担っていることを認識し、その持続可能な利用が図られるよう取り組んでいかなければならない。ここに、水資源に関する施策について、その基本理念を明らかにするとともに、水資源が市民共有の財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復に向けた取組を積極的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、水資源の重要性に鑑み、本市における水資源の保全について、市、市民等及び水資源採取者の責務を明らかにし、並びに水資源保全に関する基本理念及び基本となる事項を定め、水資源の適正な利用を推進することにより、貴重な共有財産として将来の世代に引き継ぎ、及びその持続的な利用を可能とし、もって自然環境の保全及び市民生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 水資源 本市に存在する地表水及び地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定する温泉、鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する可燃性天然ガスを溶存する地下水及び河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項又は第100条第1項に規定する河川の流水であることが明らかなものを除く。)をいう。
- (2) 水資源採取施設 人力若しくは動力を用いて水資源を採取するための井戸、自噴井又は湧出する水資源を集水し採取する施設をいう。
- (3) 市民等 本市に住所を有する者、市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、事業所等の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (4) 水資源採取者 市内において水資源採取施設により水資源を採取し、使用している者をいう。

(基本理念)

- 第3条 水資源が市民生活及び産業活動に重要な役割を果たしていることに鑑み、健全な水循環の維持又は回復のための取組を積極的に推進しなければならない。
- 2 水資源が市民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、その適正な利用が行われるとともに、全ての市民がその恵沢を将来にわたって享受できる環境が確保されなければならない。
 - 3 水資源は、水循環の過程において生じた事象がその後の過程においても影響を及ぼすものであることに鑑み、流域について総合的かつ一体的に管理されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、水資源の保全に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(水資源採取者の責務)

- 第5条 水資源採取者は、水資源の採取に当たっては、水資源の枯渇、濁水化、塩水化及び地盤沈下その他の生活環境に対する被害が生じないように努めるものとする。
- 2 水資源採取者は、水資源の適正な利用に努めるとともに、自ら主体的にその水質及び水量の保全に資する活動の実施に努めるものとする。
 - 3 水資源採取者は、市が実施する水資源の保全に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、節水をはじめとする水資源の適正な利用に努めるとともに、市が実施する水資源に関する施策に対し、積極的に協力するものとする。

(関係者相互の連携及び協力)

第7条 市、市民等及び水資源採取者は、基本理念の実現を図るため、それぞれの適切な役割分担による協働により、水資源の適正な利用に向けた取組を積極的に推進しなければならない。

(事前協議)

第8条 水資源採取施設を設置し、水資源を採取しようとする者(以下「採取予定者」という。)及び既設の水資源

採取施設の吐出口の口径、ストレーナーの深さ、揚水機の種類、揚水機的能力又は採取量の変更(以下「構造の変更」という。)をしようとする者(以下「変更予定者」という。)は、次条第1項に規定する届出をする前に、市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項の協議(次項において単に「協議」という。)が終了したときは、速やかに採取予定者及び変更予定者にその旨を通知しなければならない。

3 市長は、採取予定者及び変更予定者が協議をせず、又は協議をする見込みがないと認めるときは、当該採取予定者及び変更予定者に対し、協議をするよう勧告するものとする。

(採取計画の届出)

第9条 採取予定者及び変更予定者は、水資源採取施設の設置工事又は構造変更の工事に着手する日から起算して60日前までに、規則に定める採取計画を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定は、設置しようとする又は既存の水資源採取施設が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

(1) 水道法(昭和32年法律第117号)第3条に規定する水道事業、簡易水道事業、水道用水供給事業、専用水道又は簡易専用水道の水資源採取施設

(2) 工業用水道事業法(昭和33年法律第84号)第2条に規定する工業用水道事業の水資源採取施設

(3) 国又は地方公共団体が使用する水資源採取施設(前2号に掲げるものを除く。)

(4) 家庭用として使用する水資源採取施設

(5) 農業のかんがい用として使用する水資源採取施設

(6) 規則で定める基準により算定される1日当たりの水資源採取量が10立方メートル未満である水資源採取施設

(7) その他市長が特に認めた水資源採取施設

3 第1項の届出(以下この条において単に「届出」という。)をしようとする者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していなければならない。

(1) 周辺(規則で定める範囲をいう。以下同じ。)の市民等及び水資源採取者に採取計画を周知し、採取計画の実施に理解を得ていると認められること。

(2) 周辺に存在する既存の水資源採取施設の位置を調査し、把握していること。

(3) 自噴井による場合は、制水設備の設置等により不使用時の流出防止対策が講じられていること。

4 市長は、届出を受理したときは、規則に定めるところにより、その旨を遅滞なく当該届出をした者に通知しなければならない。

5 届出をした者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 水資源を採取するに当たっては、この条例の趣旨に従い、周辺の市民等及び水資源採取者に及ぼす影響に十分に配慮し、良好な関係を保つこと。

(2) 水資源の採取により、届出をした水資源採取施設又は周辺の水資源採取施設に水資源の水位の低下、採取量の減少、枯渇、水質の変化又は地盤沈下等の現象(以下「水位の低下等」という。)を認めたときは、速やかに市長に報告するとともに、その原因を究明すること。

(3) 周辺の水資源採取施設の水位の低下等が、届出をした水資源採取施設による水資源の採取に起因していることが明らかになったときは、必要な措置を講ずること。

6 市長は、採取予定者及び変更予定者が届出をせず、又は届出をする見込みがないと認めるときは、当該採取予定者又は変更予定者に対し、届出をするよう勧告するものとする。

(届出事項の変更)

第10条 第9条第1項に規定する届出を行った者が、届け出た事項の変更(構造の変更に係るものを除く。)をするときは、遅滞なく市長に届け出なければならない。

2 第9条第1項に規定する届出を行った者から水資源採取施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該水資源採取施設に係る水資源採取者の地位を承継するものとする。

3 前項の規定により水資源採取者の地位を承継した者は、遅滞なく市長にその旨を届け出なければならない。

(廃止の届出)

第11条 第9条第1項に規定する届出を行った者及び前条第3項の規定により水資源採取者の地位を承継した者が、当該届出を行った水資源採取施設の使用を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出るとともに、当該廃止した水資源採取施設の地表面を閉塞するなど必要な処置を講じなければならない。

(立入調査)

第12条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして、水資源採取者が現に水資源を採取している土地又は当該水資源採取者の事務所等に立ち入らせ、必要な調査を実施させることができる。

2 市長は、前項の調査を行うに当たっては、調査を行う旨を事前に当該水資源採取者に通知するものとする。

3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければならない。

(勧告)

第13条 市長は、水資源採取者が水資源採取施設から水資源を採取したことにより、周辺の水位の低下等を引き

起こしたと認めるときは、当該水資源採取者に対して、指導、助言又は期限を定めて必要な措置を採るよう勧告をすることができる。

(公表)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その内容及びその者の氏名等を公表することができる。

- (1) 第9条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (2) 第10条第1項又は第3項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (3) 第11条の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者
- (4) 第12条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (5) 第8条第3項、第9条第6項又は前条の規定による勧告を受けたにもかかわらず、正当な理由なくしてその勧告に従わない者

2 市長は、前項に規定する公表を行おうとするときは、あらかじめ氏名等を公表される者に対し、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に水資源採取施設により水資源採取を行っている水資源採取者(設置の工事に着手している者を含む。)は、第8条第1項に規定する事前協議及び第9条第1項に規定する届出をしたものとみなす。